



第7回会合における構成員等からの主なご意見

2024年7月9日
事務局

第7回会合における構成員等からの主なご意見

1. 総論

- 前回SPIが改定されてから、かなり時間が経っている。その後、日本の個人情報保護法、電気通信事業法等の改正や国際的にも非常に様々な規範の変化といったようなものがある中で、SPIの中にも改定案を、かなり重要な形で取り込んでいただいていると思う。特に、プロファイリングの位置付けや子供の保護といったようなこと。このことは、同時並行的に、様々な法制面でも幅広く議論されているところ、こういった形で、やはりベストプラクティスということをしっかり組み込んでいくことというのは非常に意義のあること。【生貝構成員】
- アプリケーションというところに関しては、プライバシーとサイバーセキュリティは、どうしても一体で論じていかなければならないところ、説明いただいたように、セキュリティーの関係にしっかり取り組んでいくことは大変望ましい【生貝構成員】
- 情報収集モジュールに関しては、スマホウェブの対象としたところは大きな改善。一方で、KDDIからの発表にあったように、アプリやウェブで外部送信が実際にされているにも関わらず、プライバシーポリシー上では書いていないという事例が、かなり多く、ほとんどそうなっているという状況は、非常に高い課題感を持っている。また、プライバシーポリシーをアプリごとに作成していかなかったり、企業全体のプライバシーポリシーを提示しているというところがあり、アプリケーション単体でちゃんと検査をしてプライバシーポリシーをしっかりつくるというところは、やはり国内アプリは弱いというところは示された。その上で、今回のSPIの中で、アプリごとに作成することが望ましいと記載されたのは良いこと。【太田構成員】
- 時代の流れもあって、改定していくということは当然のこと。今回、ベストプラクティスというところで、いずれスタンダードになっていくのではないかという期待を込めて、今回、望ましいとはしておりますけれども、やはり利用者としてみれば、そういうことをきちんとしている事業者を選択したいと思っている。また、諸外国の動向を見て、やはり日本だけ遅れているというのは悲しいことなので、その辺りも含めて今回の改定は賛成。【木村構成員】
- 利用者にとってみると、送信された自分のデータなどがどのように使われているか、本当に取得されているのか、されていないのか、そして取得された後どうなっているのかということが、データであるがゆえに分からぬというのもとても不安感をあおっている。そこにきちんと透明性を入れていく、規制を入れていく、セキュリティーのこともきちんとやっていくことが、利用者の安全、安心な利活用につながると考えている。【木村構成員】

第7回会合における構成員等からの主なご意見

1. 総論	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者が迷わなくてもいいような、きちんとしたプライバシーポリシーや同意取得がなされるように、今後も引き続き取り組んでいければと思っている。【木村構成員】 ■ 昨今の法改正や業界の実態性から海外の状況などについて、極めて多岐にわたるにもかかわらず、幅広く、また詳細に盛り込んでいただいた。【寺田構成員】 ■ 今回、SPIにセキュリティーを加えるということは大変よいこと。1つの事業領域に対して複数の場所からガイドラインが発行されていたりというのは、事業者にとっても利用者にとっても非常に煩雑になる。可能な限りこういった形で1か所にまとめるのはありがたいこと。【寺田構成員】 ■ 今国会でスマートフォンソフトウェア競争促進法が成立したことで、今後、施行に向けて公正取引委員会で、政令とかガイドラインというのが策定されることになっている。現在、こういったスマホのアプリやストアについての公的機関からの全般的なガイドライン、詳細なガイドラインというのはSPIが唯一のもの。今後は、外部送信規律が、もともとSPIにあったものが今回法律になったが、これと同じような方向で、第三者によるストアの成立を見据えた法制度化というのも、必ずしも全てを法制度化というわけではないが、ある程度そういったことも念頭に入れながら、過不足がないよう、ブラッシュアップしていただきたい。【寺田構成員】
2. ダークパターン関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ EDPBの示すダークパターンの具体例というところも参考いただいているが、EDPBの示すダークパターンの中から、SPIとしてどれに対応することが望ましいのかというところは明記しても良いと思ったところ。今の書き方だと、参考で何個か例が挙げられているけれども、この参考の中にも書いていないが、よく同意を促すようなもの、例えば、iPhoneのATTの同意を得るときに、本当はできるにもかかわらず、この同意をしてくれないと何とかできない。そういった掲載であるとか、本当は同意しなくても良いのに、同意しないと前に進めないようなものに対して、ちゃんとSPIの中で、そういうものはダークパターンになるので、やらないことが望ましいというところを書くのが良いと思っている。【太田構成員】 ■ SPIは名前どおりプライバシーに関することなので、どこまで取り込むかというところはあるが、景表法、特定商取引法、消費者契約法と様々な法令によりダークパターンに対する対応が進んでいるところ、このSPIの文書の趣旨から大きく外れず可能な範囲で言及していくと良い。【呂構成員】

第7回会合における構成員等からの主なご意見

2. ダークパートン関連	<ul style="list-style-type: none"> SPIとしてどのような手法に注意すべきかということも言及できると良い。令和6年版（令和5年度版）消費者白書ではOECDの報告書を引用しつつ、具体的に気をつけるべき手法について図解を交えて注意喚起している。クッキー同意を取得する際に「同意しない」選択肢を視認しづらく表示する方法や、位置情報を取得するために繰り返し同意を求める画面を出す方法などプライバシーに関する事例についてもかなり分かりやすく示されているので、参考すると良いのではないか。【呂構成員】
3. プロファイリング関連	<ul style="list-style-type: none"> プロファイリングについて、利用目的の特定・明示のところに書かれているので、これも場所が違うかもしれないが、プロファイリングのときに利用目的を特定して明示するとありますと、それはそのとおりだと思うが、プロファイリングとの関係では、どこでプロファイリングして生成される情報の項目、何を生成しているのかということを明示させるべきではないか。【森構成員】 プロファイリングをする・しないについては書いていると思うが、何を生成しているのか、生成する情報にはライトなものもディープなものもあると思うので、その生成される項目を記載するべきではないかという意見だと理解している。要配慮情報は反映しているが、それ以外のものについても書くべきではないかということだと受け止めている。一方、ここは、事業者への御負担というところでも、大きな問題、大きなお話にもなってくると思うので、コンセンサスを取ったほうがよい。【山本主査】 プロファイリングに関して、事業者が何をすべきかということに関しては、DMAが、EUのデジタル市場法で、ゲートキーパーに対してプロファイリングについてレポートを出させており、これがテンプレート化されている。これは、細かいところまで書かれているので、これ全部を日本で、たとえベストプラクティスでも全部入れるのは重いとは思うが、取捨選択していただいて、何の情報を、何にどういう処理をして、何に使うのかということに関しては、最も大きなものとしてテンプレートの中でも書かれているので、そういうものはベストプラクティスとして取り入れることは、既にもう海外では存在しており、やってもいいのではないか。【寺田構成員】 DMAのテンプレは参考になると思う。【生貝主査代理】

第7回会合における構成員等からの主なご意見

3. プロファイリング関連

- プロファイリングを実施することそのものと、プロファイリングに基づいた決定を行うことの両面から考えていく必要があるということを、事前のヒアリングでも話をした。脚注15に、決定を行う場合の対応が記載されており、決定を伴うプロファイリングに関しては、そのロジックというのが1つの透明性条項としてGDPRの中でも重視されている。そういった側面をどのように考えていくかというのも1つの論点にはなる。【生貝主査代理】
- センシティブ情報については項目を明示すると書いてある。項目とは何かというのは、その項目は個人情報保護法の法律用語であるが、その項目の粒度がどうなっているのかというののははっきりしていると思うが、基本的には事業者側の分類、事業者側のデータベースにおいて、どういう分け方をしているかということだと思う。例えば「アーリーアダプター」ということにしてチェックを入れる、「怒りに流される」で0と1になっているとか、そのようにされていれば、それを言っていただきたいということだと思うので、負担の大きなものではないかと思う。【森構成員】
- 自分たちの脆弱性を暴かれているのではないかというところは気になるのではないか。【森構成員】
- 事業者が利用者をどういうセグメントに分けていて、どのようにプライバシインパクトをアセスメントをして、そこに対応していくということは必要だと思う。【太田構成員】
- 地域のプロファイリング程度であればよっても、その地域に住む人はこういう傾向である、など、プロファイリングの結果を基にさらなるプロファイリングがなされることもある。要は、プロファイリングした結果、どういうものに、どう情報になり、それが何に使われるのかというところが重要なところなので、どういうプロファイリングをしてそれを何に使っているのかというところが、セットで見られると良いと思う。【太田構成員】
- どういう項目をプロファイリングするかにより、インパクトが変わってくる。まずはどのようなセグメント化をしているかについて明示してもらうのが第一歩としてあるのではないか。【森構成員】
- 前提として、センシティブな情報というのはできるだけ使わないようにというのはあるが、それ以外の安全と思われているデータでも、組合せ次第ではいろんなことが、推測するとか、AIを使えば、こういうのに該当する人は、ほかのところの情報と照らし合わせてどうかということは幾らでもできてしまうので、一定程度のセグメントというのを出すのは必要であるが、それにプラスして重要なのは、利用目的を明示して、それ以外のことはしないということを大前提にするべきと思っている。これは、今回原則に入った不適正な利用の禁止というものとも連携する話になる。【寺田構成員】

第7回会合における構成員等からの主なご意見

3. プロファイリング関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ 目的を明示した上で、どのデータを利用するかを明示することが方向性としては必要。【寺田構成員】 ■ マーケティング目的といつても、政治広告にも販売はされており、デモグラフィック情報も様々なものがある。例えば特定の地区などをプロファイリングすると、問題があるかもしれない。サイコグラフィック情報でも、例えばアウトドア派などというのもサイコグラフィックだと思うが、それは全然問題ないし、普通にマーケティングに使われると思う。逆に「怒りに流される」だと問題があるだろう。マーケティングとの関係でも、なかなか一概に、これはセーフでこれは危険と言いにくいところ、どういう項目でプロファイリングするのかを先ずは教えてもらうというのは良いのではないか。【森構成員】 ■ 項目が幾つぐらいあるのかというか、あるいは、どういう形で表示すべきなのかというところでフィージビリティーを、ベストプラクティスなので、我々として具体的なイメージは持っておかないと、事業者も何をしていいか分からぬことになってしまうので、その辺りをいろいろと確認すべきことがあるという印象がある。【山本主査】 ■ セグメンテーションの最初の分類はどれだけあるのですかというところでいくと、Googleのプライバシーサンドボックスでも三百数十で、多いところは数万ある。これを全部というのは現実的ではないと思います。【寺田構成員】 ■ 米国のアドテクでは、自分がどういうセグメントに属しているかを表示するページを作っており、かつそこからオプトアウトできるというようなところは、結構、海外でも事例はあるので、そういう形が良いと思う。【太田構成員】
4. 基本原則関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本原則について、当初のSPIで提案したものから時間が経っている。今回、不適切な利用の禁止や脆弱なものへの配慮というのを基本原則に入れていただいておりますが、これで適切であるかというのは、ぜひ先生方の御意見もお聞きしたい。【寺田構成員】 ■ 基本原則への追加は、不適正利用の禁止や脆弱な個人の保護など、適切な内容だと思っている。【森構成員】

第7回会合における構成員等からの主なご意見

4. 基本原則関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ プラポリで特定されていない情報の外部送信が横行している。私のアイデアとしては、7ページの、先ほどの基本原則のところの3番目、適正な手段による取得の確保のところに、ちゃんと特定せずに外部送信して個人情報とくつつけた場合、個人情報保護法上の適正取得義務違反になると脚注に書いていただく。今回、脚注で、個情報法違反があった場合のことというのを書いたというのが1つのポイントだと思うので、それは違法だということを脚注に書いていただくのが良い。2018年10月に、個人情報保護委員会がフェイスブックに対して行政指導をしているが、これは「いいね！」ボタンの外部送信で、かつ、それが取得先であるフェイスブックのデータベースで個人情報になったということに着目して行政指導をしている。しかもその中身は、ウェブサイトには書いていないが、実質的には適正取得義務違反の疑い、適正取得義務違反のおそれということだと思うので、やはりそれは、プラポリに書かずに取得して個人情報に紐付けた場合、個人情報保護法20条に違反するということを、脚注で書いていただくのが良い。【森構成員】 ■ 基本原則については、ある程度、数としてあまり多過ぎず整理することも重要であり、幾つか恐らく整理でき得る部分もある。例えば、適正な取得と不適正な利用というところや、あるいはプライバシーバイデザインというのは原則項目の中にあるが、せっかく後ろのほうにある「セキュリティバイデザイン」という言葉が原則に入っていないのが、少しもったいないところ、プライバシー及びセキュリティバイデザインといったまとめ方もある。【生貝主査代理】
5. アプリストアにおける取組関連	<ul style="list-style-type: none"> ■ アプリストアに対する対応について、今回のSPIの中でも、アプリストアがSPIの内容の中で望ましいとされていることに対して審査をするという記載があると思いますが、その点は重要だと思っている。現時点においては、AppleのApp StoreとGoogleのGoogle Play Storeの2つだが、新しいアプリストアなどが出てくることが予定されていると思うので、しっかりとアプリストア各社に対してSPIの参照を求めていくという活動をする必要があると思う。AppleのApp Reviewガイドラインには既にSPIが参照されているが、現在は古いものが参照されているので、それが更新されるようにする、Googleやほかのアプリストアに対しても、SPIを審査する際の参考にしていただくよう、こちらから働きかけていくことが重要だと考えている。【太田構成員】

<p>5. アプリストアにおける取組関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ アプリストアに関して、英国のガイドライン等を参考にしながら記載されているところ、アプリストアの果たす役割はゲートキーパーとしても非常に大きく、今回求められている事項に適合しないアプリについて、アプリストアから削除する等の対応を実施すると書いているところ、一方では、アプリを提供する方々の予見可能性、アプリを作っている方々が、なぜ削除されたのか、どのようにすれば、適合した形で再び掲載し続けてもらえるのかといったことを説明することも、SPIとの関わりでも重要なところだと思う。英国のアプリストア運営者のガイドラインでは、拒否の正当性を説明して、アプリが承認されるためにどういった要素を変更する必要があるかを明確にした、一貫性のある実用的なフィードバックを提供する必要があるといったことが書かれていることなども参考に、しかるべきアプリが流通していくためのフィードバックの在り方も少し強調されてもよいと思う。【生貝主査代理】
<p>6. 子どもの利用者情報関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今回、必要最小限のデータ取得が追加され、本当にそのようになるといいと思っている。また、包括同意ではなく、多くの場面で同意をきちんと取るということ、撤回が明記されていることも重要。さらに、子供の利用についての視点を入れるというところは、今回重要なことだと考えており、子供だけではなく、通信に脆弱な利用者に対してもきちんと対応していくことが必要ではないかと思っている。【木村構成員】 ■ 子どもの保護について、年齢制限は明確に書き出せないところだと思うが、個人情報保護法の3年ごと見直しの中で、16歳未満を検討することが書かれていたので、ベストプラクティスとして、先行して記載することもありうると思う。【寺田構成員】 ■ 「子ども」の表記について、SPIでは「子」が漢字になっているが、全省庁で全て平仮名にするということが推奨されているため、修正すべきではないか。【寺田構成員】
<p>7. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報収集モジュール等の定義が、ウェブサイト上のタグを含むことになっているが、アプリケーションの定義ではウェブサイトを含むことにはなっていない。そのため「アプリケーション等」として、アプリとウェブサイトの両方を含む形とし、そして「情報収集モジュール等」として本来のSDKとタグを含む形とするか、アプリはアプリ、ウェブサイトはウェブサイト、情報収集モジュールはSDK、ウェブサイトのタグはタグというふうに分けて書くか、いずれかにすべきではないか。アプリとウェブサイトは違うものと考えて、読み替えとするのは、複雑ではないか。【森構成員】

7. その他

- アプリケーションの定義にウェブサイトを含めた上で、情報収集モジュールにはタグも含まれる形とするのがよいと思う。【太田構成員】
- 利用者情報と個人情報、通信の秘密の区分が、非常に分かりにくい状態にあり、特に事業者にとっては、様々な箇所に分散して記載されていて分かりにくい状態になっていたところ、今回しっかりと明示された点はありがたい。一方で、現在調整中と聞いているが、個人識別性という用語について、個人情報となるのはあくまでも特定の個人が識別される場合であるところ、クッキーや端末IDは、個人を特定するというよりは利用者を識別するという形で使われるもので、今回諸処に出てくる個人識別性という用語が、特定の個人なのか、それとも特定できない個人の場合なのかが、混在してしまっているので、この辺りの書き分けをもう少し丁寧にしていただけるとよい。【寺田構成員】
- SPIの制定当時と比べ、日本において施行されている法令で禁止され事項も増えてきたと認識している。無用な混乱を招かないように、ベストプラクティスとして望ましい方法と、実際に法で規制されている事項とを区別するとよい。【呂構成員】